

2010年(平成22年)12月27日

各位

大阪弁護士会  
会長 金子武嗣  
同 男女共同参画推進本部  
本部長代行 川下 清

## 性差別・セクハラ相談ホットラインのご案内

『妊娠しました』って言ったら『いつやめるの?』って言われた・・・

「それって性差別では?」

宴会の席はいつも男性弁護士の隣。二次会というけど飲みに誘われるのは自分だけ・・・

「これってセクハラ?」



弁護士からの性差別・セクハラで、お困りの方へ

性差別・セクハラ相談ホットラインまで、ご相談下さい。

平成23年1月14日(金) 9時～19時

電話番号: **06-6363-5750**

弁護士が「性差別」や「セクハラ」をすることは禁止されています!!

大阪弁護士会では、平成22年3月に「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則」を改正し、「性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント」を禁止しました。そして、その被害にあってお困りの方のための相談窓口を作りました(詳細につきましては、ホームページ [http://www.osakaben.or.jp/web/01\\_aboutus/06\\_madoguchi2.php](http://www.osakaben.or.jp/web/01_aboutus/06_madoguchi2.php)、及び月刊大阪弁護士会10月号52頁をご覧ください。)

\*ホットラインは1月14日(金) だけです。ご注意ください。当日以外は前述ホームページ記載の相談員の事務所までご連絡下さい。